

国立大学法人法の一部改正により講じた 国立大学法人等の資産の有効活用を図るための措置について

資料 4

国立大学法人会計基準等検討会議
(第1回) H30.6.11

国立大学法人法を平成28年5月に改正

土地等の貸付け

【現行】国立大学法人等が第三者に対する土地等の貸付けが可能な場合は、

- ・国立大学法人等の業務に伴う場合
- ・PFIで施設設備を行う場合

の2通り

大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関わらない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸付けることが可能に

※文部科学大臣の認可では、

- ・大学の業務の遂行に支障のない貸付け内容か
- ・貸付期間と将来的な大学の活用予定との関係は合理的か
- ・貸付相手方の対応により大学側に毀損がでないか

を契約において留意しているか等を確認

寄附金等の運用

【現行】国立大学法人等における余裕金の運用は元本保証のある金融商品(※)に限定

- ※ ①国債、地方債などの有価証券の取得 ②銀行などの預金
③金銭信託

文部科学大臣の認定を受ければ、寄附金等を原資とする業務上の余裕金の運用を、より収益性の高い次のような金融商品に拡大

- 【1】一定の元本保証のない金融商品
(投資信託、無担保社債、外貨建て外国債など)
- 【2】預金又は貯金(外貨建ても含む)
- 【3】金銭信託(元本保証なしも含む)

※文部科学大臣の認定では、

- ・運用を安全かつ効率的に行うに必要な業務の実施の方法が定められていること
例) 運用方針、学内の運用担当者の権限と責任、運用状況のモニタリングなど
- ・運用を安全かつ効率的に行うに足りる知識及び経験を有するものであること
例) 資金運用のための委員会を学内に設置し、その委員に、資金運用に関する知識・経験を有する者を任命するなど、運用のための体制

のいずれにも適合していることを確認

改正法が施行される平成29年4月1日より大学の申請を受付